

# 「美知メセナ」制度実施要綱細則

## 1. 対象企業等および活動範囲

10人程度の社員がこの活動に参加できる企業等で、植栽管理等では県が管理する道路の区域内に設置された延長が概ね50メートル以上の植栽施設帯およびその周辺、歩道除雪では県が管理する道路の区域内で連続性が確保できる一定の区間で、次に掲げるものを除く。

- 1) 高木（樹高3m以上）の剪定整枝等の危険が伴う作業
- 2) 中央分離帯等危険が伴う作業
- 3) 交通量が多く危険が伴う作業

## 2. イメージマークの表現範囲

植栽帯へのイメージマークの表現は、次の範囲のものとする。

- 1) 低木植栽部分に草花を植栽するため、花壇に改造することができる。
- 2) イメージマークは草花のみで行う。
- 3) 表現の内容は社章、ロゴマークとする。

## 3. 活動内容および報告

活動内容は、植栽施設の管理、歩道の除雪の他に、道路の美化および道路利用者へのPR等である。

活動報告は、活動回数、内容、参加人数、写真で、年1回所管の土木事務所へ書面で報告するものとする。

## 4. サインボードの設置

サインボードの設置に当たっては、次の各項を満足するものとする。

- 1) サインボードの記入内容および寸法は添付（図-1）とする。
- 2) サインボードの企業がレイアウトするゾーンは、会社名および社章、ロゴマーク等とする。
- 3) サインボードは植樹帯内で道路の交通、視界を妨げない所に設置する。
- 4) サインボードは両面または片面に設置し、その選択は企業が行う。
- 5) サインボードの設置に関しては、道路法第24条を適用する。
- 6) 設置中のサインボードは、道路管理者に帰属する。

## 5. サインボードの撤去

サインボード撤去は、企業が行うことを原則とする。

## 6. 感謝状および広報

別途知事表彰要領により、企業の推薦は所管の土木事務所長が、審査は道路保全課長および道路整備課長が行い、知事からの感謝状を所管の土木事務所長が表彰し、県のホームページ等に適宜掲載する。

### 付則

この細則は、平成21年10月26日から施行する。

この細則は、令和2年4月1日から施行する。